

「県下一斉スマートムーブ運動」の取組について

1. 取組の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める地域協議会として、行政、事業者、関係団体、学識者等で構成する、「ながさき環境県民会議」の温暖化防止部会において取組を実施。

平成30年度までは「県下一斉ノーマイカー&エコドライブ運動」として実施。国の取組や本県の実情(公共交通機関の利用が困難な地域もあること等)を踏まえ、令和元年度からエコな移動をより幅広く含む「スマートムーブ」として実施。

2. 現在の取組

- (1) 県下一斉スマートムーブデー(毎月第2水曜日)
任意でのスマートムーブ実施を呼びかけ。
- (2) 県下一斉スマートムーブウィーク(12月の第2水曜日から1週間)
期間中、事前に賛同書を提出した参加者がスマートムーブを実施し、結果を報告。
- (3) 上記取組の周知・PR(ポスター・チラシの作成、各種広報媒体等の活用)

3. 検討中の取組

- (1) 公共交通機関利用割引制度(エコ通勤割引制度)
普段マイカー通勤している方を対象に、公共交通機関で通勤した場合運賃が割引となるパスを発行する。

【課題】

- ・不適正利用者の取扱をどうするか。
- ・バス会社や運転手の負担増。(軽減策が必要)
- ・地域ごとに公共交通機関の状況が異なる。(利用地域や区間の選定が必要)

- (2) パーク&ライド(自動車と公共交通機関の併用)の促進
現在も一部商業施設や公営駐車場で実施しているが、活用が進んでいない

【課題】

マイカーのみの場合と比較して所要時間が増加する可能性。

- (3) その他
環境保全の取組を実施する県内店舗(食べ切り協力店、とくとく運動協力店等)や温暖化防止部会の部会構成団体などと連携して、独自の取組について検討していく。